

令和6年能登半島地震に伴う特例措置FAQ

※令和6年1月1日～令和6年6月30日に休業等の初日がある対象期間が対象です。

令和6年3月19日時点

設問番号	設問	回答
01-01	雇用調整助成金(能登半島地震に伴う特例)はどのような制度でしょうか。	<p>令和6年能登半島地震に伴う「経済上の理由」により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練又は出向により、労働者の雇用の維持を図った場合に、それにかかった費用を助成する制度です。</p> <p>「経済上の理由」によらず、季節的変動によるものや事故や災害により施設または設備が被害を受けたことによるものなどは対象となりません。</p> <p>ただし、次のような事情があれば「経済上の理由」に該当するとしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取引先の地震被害のため、原材料や商品等の取引ができない場合 ・交通手段の途絶により来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない場合 ・電気、水道、ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない場合 ・風評被害により、観光客が減少した場合 ・事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や修理部品の調達が困難なため、早期の修復が不可能であることによる事業活動の阻害 <p>特例措置の内容については01-05参照。</p>
01-02	従業員であれば誰でも休業させれば支給が可能でしょうか。	<p>雇用調整助成金の対象となる労働者は雇用保険の被保険者に限り、通常は被保険者期間が6か月以上ある方が対象となります。ただし、今般の能登半島地震に伴う経済上の理由で急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主については、6か月未満の被保険者も対象とする要件緩和を行いました。</p>
01-03	休業日に従業員が自主的に出社している場合、この日も助成対象になりますか。	<p>通常は、休業日に自主的な出社をした従業員の休業については、実態として休業しているものと認めることは困難であることから助成対象となりませんが、事業所が被災しており復旧作業を行った場合等、一定の条件を満たす場合には助成対象となることがあります。当該事業がある場合は、既に支給申請、支給決定後であっても、申請先の労働局又はハローワークにご相談ください。</p>
01-04	雇用調整助成金は業種の制限はあるのでしょうか。	<p>業種の制限はありません。</p> <p>どの業種であっても雇用保険の適用事業所であれば対象となります。</p> <p>今般の能登半島地震に係る特例措置についても業種の制限はありません。</p>
01-05	雇用調整助成金の今般の能登半島地震に伴う特例措置の内容を教えてください。	<p>今般の能登半島地震に伴う経済上の理由により事業活動の縮小した事業主については次の特例措置を講じています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常は「最近3か月」の生産指標が前年同期と比べて10%以上減少している必要があるところ、生産指標の確認期間を「最近1か月」に要件緩和(01-07参照) ・通常は雇用保険適用事業所設置後1年経過している必要があるところ、設置して1年未満であっても支給対象とする。なお、令和6年能登半島地震より後に事業所を設置した場合は特例の対象外。 ・通常は雇用指標(雇用保険被保険者数及び当該事業所で受け入れている派遣労働者数による雇用量を示す指標)の最近3か月間の月平均値が前年同期に比べ5%を超えかつ6名以上(中小企業事業主の場合は10%を超えかつ4名以上)増加していないことが必要であるところ、当該雇用量要件を撤廃。(01-08参照) ・通常は過去に雇用調整助成金の支給を受けたことがある事業主は、対象期間の初日が当該事業主の直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して一年を超えている必要がある(クーリング要件)ところ、当該クーリング要件を撤廃。 ・通常は当該対象期間の初日から起算して過去3年以内に開始された対象期間内の支給日数の上限は150日であるところ、この150日には支給した日数はカウントしない。なお、対象期間内での休業等の支給上限日数は100日である点は通常制度と同様。 <p>さらに、新潟県、富山県、石川県及び福井県の区域内に所在する事業所については次の特例措置を講じています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象期間内での支給上限日数を通常100日から300日に延長。(01-16参照) ・休業、教育訓練、出向をさせた場合の助成率について、通常1/2(中小企業2/3)を2/3(中小企業4/5)に引き上げ。 ・休業規模要件の緩和(通常、判定基礎期間における休業等の延日数が所定労働延日数の1/20(大企業の場合は1/15)以上となる必要があるところ、1/40(大企業の場合は1/30)以上となれば可とする)。(01-14参照) ・残業相殺を実施せず。(01-15参照)

令和6年能登半島地震に伴う特例措置FAQ

※令和6年1月1日～令和6年6月30日に休業等の初日がある対象期間が対象です。

令和6年3月19日時点

設問番号	設問	回答
01-06	雇用調整助成金の助成額はいくらでしょうか。	<p>休業等を実施した場合の助成額は、休業を実施した場合の休業手当又は教育訓練を実施した場合の賃金額に助成率(中小企業2/3、大企業1/2)を乗じて得た額です。ただし、1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額(令和5年8月1日時点で8,490円)を上限額とします。教育訓練を実施した場合は、さらに訓練費として、1人1日当たり1,200円を加算します。なお、今般の特例により、新潟県、富山県、石川県及び福井県の区域内に所在する事業所については助成率を引き上げ、中小企業4/5、大企業2/3となります。教育訓練の加算額は通常制度と同様です。</p> <p>また、通常、出向を実施した場合の助成額は、出向元事業主の出向労働者の賃金に対する負担額(出向前の通常賃金の概ね1/2を上限)に、助成率(中小企業2/3、大企業1/2)を乗じて得た額です(1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額(令和5年8月1日時点で8,490円)に330/365及び支給対象期の日数を乗じて得た額を上限額とします。)。ただし、休業と同様に、今般の特例により、新潟県、富山県、石川県及び福井県の区域内に所在する事業所については助成率を引き上げ、中小企業事業主4/5、大企業2/3としました。</p>
01-07	今回の生産指標確認期間に関する特例について教えてください。	<p>通常、「最近3か月」の生産量、売上高などの生産指標が前年同期と比べて10%以上減少していることが必要ですが、この確認期間を「最近1か月」に短縮し、また、雇用保険適用事業所を設置して1年未満であって、生産指標について前年同期と比較できない場合は、令和6年能登半島地震前のいずれかの1か月(雇用保険適用事業所設置後であって労働者を雇用している場合に限る)と比較することが可能とする要件緩和を行いました。</p> <p>＜補足：発災前の令和5年11月や12月の生産指標10%減で特例を利用することができるかについて＞ 特例においては、震災に伴う経済上の理由で事業活動の縮小が生じていることが要件であるため、令和5年11月や12月の生産指標10%減では対象となりません。 なお、生産指標をみる最近1か月の初日が必ずしも令和6年1月1日以降である必要はありません。 例：売上等が20日締めの事業所：R5.12.21～R6.1.20の1か月で前年同月比10%減であって主たる原因が震災による経済上の理由である場合など</p>
01-08	今回の雇用指標の確認に関する特例について教えてください。	<p>通常は雇用指標(雇用保険被保険者数及び当該事業所で受け入れている派遣労働者数による雇用量を示す指標)の最近3か月間の月平均値が前年同期に比べ5%を超えかつ6名以上(中小企業事業主の場合は10%を超えかつ4名以上)増加していないことが必要ですが、当該雇用量要件を撤廃する要件緩和を行いました。</p>
01-09	地震の影響により既に休業していますが、雇用調整助成金のことを知りませんでした。今から届出を提出しても間に合いますでしょうか。	<p>通常は、休業、教育訓練、出向の実施前に休業等実施計画届を提出していただく必要がありますが、地震の影響に伴う「経済上の理由」により雇用調整を余儀なくされた場合は、休業等実施計画書又は出向実施計画届の提出日が令和6年3月31日までの間である場合は、事前に届出のあったものとみなしますので、令和6年1月1日以降に開始した休業などに遡って助成金の対象となります。支給申請の期限は、支給申請の単位となる休業又は教育訓練の「支給対象期間」、出向の「支給対象期」の末日の翌日の2か月以内で変更ありません。</p>
01-10	特例措置の情報については何を調べればよいでしょうか。	<p>厚生労働省のHPIに「石川県能登地方を震源とする地震について」のバナーがあり、その中の「雇用・労働」の「(事業主皆様へ)」に「雇用調整助成金の特例を実施します」をクリックしていただくことで雇用調整助成金の特例の情報を見ることができます。また、今後、特例の内容に更新を行う場合も以下雇用調整助成金ページでお知らせいたしますので留意ください。 該当URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/page107_20200515.html</p>
01-11	地震等の影響により建物に直接被害があった場合は対象になりますか。	<p>直接的な損壊があったとしても、修理業者の手配や修理部品の調達が困難なため、早期の修復が不可能であることによる事業活動の阻害などの「経済上の理由」による場合は、支給対象となります。(01-01参照)</p>
01-12	今回の特例措置は、対象地域による違いはあるのでしょうか。	<p>01-06、01-14、01-15、01-16のとおり、助成率、休業規模要件、残業相殺、支給上限日数(「1年300日」)に係る特例内容については、新潟県、富山県、石川県及び福井県の区域内に所在する事業所のみが対象となりますので、地域によって特例の内容に違いが発生することとなります。</p>

令和6年能登半島地震に伴う特例措置FAQ

※令和6年1月1日～令和6年6月30日に休業等の初日がある対象期間が対象です。

令和6年3月19日時点

設問番号	設問	回答
01-13	同一の事業主下において、新潟県、富山県、石川県及び福井県の区域内に所在する事業所のほか、それ以外の地域にも事業所が所在する場合に、どのように申請したらよいでしょうか？	<p><以下、例示></p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都本社(雇用保険適用事業所)、石川県支店(非該当承認施設)のそれぞれで休業を実施 ⇒石川県支店分のみ助成率の引き上げ、支給日数の延長、休業規模要件の緩和、残業相殺の停止の特例措置対象になるため、東京都本社における休業に係る分と石川県支店における休業に係る分についてそれぞれ申請書類が必要です。提出先は、雇用調整助成金の東京都本社における休業に係る分と石川県支店における休業に係る分のそれぞれの申請書類について、雇用保険適用事業所の管轄局である東京労働局へ提出するようしてください。 ※非該当施設の承認の手続きをまだしていない場合、非該当施設の承認手続きはその非該当施設の所在地を管轄するのハローワークにて行うことができます。 ・石川県本社(雇用保険適用事業所)、東京都支店(非該当承認施設)のそれぞれで休業を実施 ⇒石川県本社分のみ助成率の引き上げ、支給日数の延長、休業規模要件の緩和、残業相殺の停止の特例措置対象になるため、石川県本社における休業に係る分と東京都支店における休業に係る分についてそれぞれ申請書類が必要です。提出先は、雇用調整助成金の石川県本社における休業に係る分と東京都支店における休業に係る分のそれぞれの申請書類について、雇用保険適用事業所の管轄局である石川労働局へ提出するようしてください。 ※非該当施設の承認の手続きをまだしていない場合、非該当施設の承認手続きはその非該当施設の所在地を管轄するのハローワークにて行うことができます。
01-14	休業規模要件の緩和とはどういうことでしょうか。	判定基礎期間における対象労働者に係る休業の実施日の延日数が、対象労働者に係る所定労働延日等の20分の1(大企業の場合は15分の1)以上であることが必要となる。新潟県、富山県、石川県及び福井県の区域内に所在する事業所については、判定基礎期間における対象労働者に係る休業等の実施日の延日数が、対象労働者に係る所定労働延日数の40分の1(大企業の場合は30分の1)以上であれば可とする要件緩和を行いました。
01-15	今回の特例措置は、残業相殺の撤廃がありますか。	判定基礎期間内に休業等を行った対象労働者が「所定外労働等」を行っていた場合、対象労働者の「所定外労働等」の時間相当分を助成額から差し引く残業相殺を行います。新潟県、富山県、石川県及び福井県の区域内に所在する事業所についてはこの残業相殺を行いません。
01-16	今回の特例措置は、支給上限日数はどのくらいでしょうか。	通常通り、対象期間内における支給上限日数は100日となります。 なお、通常は当該対象期間の初日から起算して過去3年以内に開始された対象期間内の支給日数の上限は150日ですが、この150日には特例によって受給した日数はカウントしない特例措置を講じました。さらに、新潟県、富山県、石川県及び福井県の区域内に所在する事業所については対象期間内における支給上限日数を300日としました。
01-17	もっと詳しい内容を聞きたいのですが、どこに聞けばよいでしょうか。	雇用調整助成金は、各都道府県労働局で手続きを行っていますので、最寄りのハローワーク又は労働局にご相談ください。
01-18	オンラインで申請できますか。	「雇用関係助成金ポータル」(https://www.esop.mhlw.go.jp/)によりオンラインで申請することができます。なお、申請にはGPIZIDが必要です。申請にあたっては専用のマニュアルを確認してください。